

# 施策の紹介

# 児童買春法の経緯とその概要

# 児童の権利を擁護するために

本年十一月一日から、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰」と、

児童の権利の擁護を目的とした「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」

(平成十二年法律第五十二号) が施行されました。 「児童買春法」というのが施行されました。

## 児童買春法制定の背景及び経緯

児童買春法制定の背景及び経緯

(参議院、社民党)がNGO(民間人や民間団体のつくる非政府組織)として、出席しました。

同会議は、先進諸国の成人による東南アジア等での児童買春の急増、児童ボルノの氾濫<sup>はんあん</sup>等の実態や、児童の権利に関する条約がこのような児童の性的搾取を禁じていることを踏まえ、NGOが中心となり、スウェーデン政府、ユニセフ（国連児童基金）が協力して開催されたものです。

るとの強い批判が述べられました。そこで、同会議での反省を契機として、平成九年六月、当時の与党三党（自民・社民・さきがけ）の国会議員を中心としたプロジェクトチームがつくられ、新規立法を目指して検討が重ねられ、平成十年五月二十一日、第百四十二回国会において、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案」（以下、「旧与党案」という）が衆議院に提

旧与党案は衆議院法務委員会にて付託されました。審議には入らず、継続審査とされました。

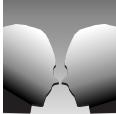
その後、各派の合意を得た修正案を提出すべく、平成十一年一月、六党一會派（自民、社民、民主、公明、自由、共産及び参議院の会による「児童買春問題勉強会」）が発足し、修正案合意に向けて討議が重ねられ、平成十一年三月三十一日、第百四十五回国会において、

同会議は、先進諸国の成人による東南アジア等での児童買春の急増、児童ボルノの氾濫<sup>はんあん</sup>等の実態や、児童の権利に関する条約がこのような児童の性的搾取を禁じていることを踏まえ、NGOが中心となり、スウェーデン政府、ユニセフ（国連児童基金）が協力して開催されたものです。

るとの強い批判が述べられました。そこで、同会議での反省を契機として、平成九年六月、当時の与党三党（自民・社民・さきがけ）の国会議員を中心としたプロジェクトチームがつくられ、新規立法を目指して検討が重ねられ、平成十年五月二十一日、第百四十二回国会において、「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律案」（以下、「旧与党案」という）が衆議院に提

旧与党案は衆議院法務委員会にて付託されました。審議には入らず、継続審査とされました。

その後、各派の合意を得た修正案を提出すべく、平成十一年一月、六党一會派（自民、社民、民主、公明、自由、共産及び参議院の会による「児童買春問題勉強会」）が発足し、修正案合意に向けて討議が重ねられ、平成十一年三月三十一日、第百四十五回国会において、



本法律案が参議院に提出され、同日、旧与党案は衆議院法務委員会で撤回が許可されました。

本法律案は、平成十一年四月二十八日の参議院本会議、同年五月十九日の衆議院本会議で、それぞれ原案どおり全会一致で可決され、成立したものです。

## 児童買春法の目的

目的

「権利に関する条約」では、あらゆる形態の性的搾取及び性的虐待から児童を保護することを約束する等と規定していますが、児童買春法は、同条約の精神を踏まえて、児童に対する性的搾取及び性的虐待が児童の権利を著しく侵害するとの重大性にかんがみ、児童買春、児童ポルノに係る行為等を処罰するとともに、これらの行為等により、心身に有害な影響を受けた児童の保護のための措置等を定めることにより、児童の権利の擁護

児童買春法の  
定義

定義

児童買春法では、

し、対償を供与し、又はその供与の約束をして、当該児童に対し、

性交等（性交若しくは性交類似行為）をし、又は自己の性的好奇心を満たす目的で、児童の性器等を触り、若しくは児童に自己の性器等を触らせることを（以下）することと、また、「児童ポルノ」を、写真、ビデオテープその他の物であつて、児童を相手方とする又は児童による性交又は性交類似行為に係る児童の姿態、他人が児童の性器等を触る行為又は児童が他人の性器等を触る行為に係る児童の姿態であつて性欲を興奮させ又は刺激するもの、衣服の全部又は一部を着けない児童の姿態であつて性

児童買春、児童ポルノに  
係る行為等の処罰

1

児童買春をした者、児童買春の周旋をした者、児童買春をする目的で、人に児童買春をするよう勧誘をした者、児童ポルノを頒布し、販売し、業として貸与し、又は公然と陳列した者、これら的目的で児童ポルノを製造し、所持し、運搬し、本邦に輸入し、又は本邦から輸出した者、児童を児童買春における性交等の相手方とさせる等の目的で当該児童を売買等した者

を処罰の対象として、所要の罰則を設けています。また、国民の国外犯も処罰できるようにしていま

兩罰規定

法人の代表者又は法人若しくは  
人の代理人、使用人その他の従業  
者が、その法人又は人の業務に關  
し、児童買春周旋、児童買春勧誘  
又は児童ポルノ頒布等の罪を犯し  
たときは、行為者を罰するほか、  
その法人又は人に対しても所定の  
罰金刑が科せられます。

心身に有害な影響を受けた  
児童の保護等

心身に有害な影響を受けた  
児童の保護等

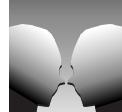
欲を興奮させ又は刺激するもので  
あつて、から のいづれかに該  
「表」のとおりです。

す。本法の法定用語

あるから、いわれながらのいはれが、即ち、児童の姿態を視覚により認識することができる方法により描

とそれぞれ定義付けています。  
児童賣春、児童ポルノに  
係る丁寧等の処罰を免れることができます。





## 「児童買春法」の法定刑

児童買春罪	3年以下の懲役又は100万円以下の罰金
児童買春周旋・勧誘罪	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
業として行った場合	3年以下の懲役又は300万円以下の罰金
児童ポルノ頒布等罪	5年以下の懲役又は500万円以下の罰金
児童買春等目的人身売買罪	1年以上10年以下の懲役
児童買春等目的国外移送罪	2年以上の有期懲役

これらの罪は、日本国民が国外で犯した場合も罰せられる

児童買春法で規制する行為を処罰する旨を定めているものの当該行為に係る部分については、この法律の施行とともに、その効力を失

うものとされています。

また、児童買春法には、三年後の見直し規定が設けられており、児童買春及び児童ポルノの規制、

その他の児童を性的搾取及び性的虐待から守るための制度につい

ては、施行後三年を目途として、施行状況等を勘案し、検討が加え

られ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとされてい

ます。  
(法務省・警察庁・厚生省)

### 「ユニセフ ハンド・イン・ハンド月間」のお知らせ

世界161の国と地域で、子どもの命と暮らしを守るために活動しているユニセフでは、12月をハンド・イン・ハンド月間とし、街頭や職場、学校や家庭などで募金活動を展開しています。

ハンド・イン・ハンドとは、文字どおり「手に手をとって」世界の子どもたちの幸せと明るい未来を実現させるため、ユニセフの「保健」「水と衛生」「栄養」「教育」「緊急援助」への支援を通して『子どもの権利条約』がすべての子どもに守られるよう、市民一人一人がボランティアとして参加するユニセフの募金活動です。

今年のハンド・イン・ハンドのテーマは、「ユニセフ募金で子どもに希望を——紛争下の子ども達を救おう——」です。栄養不良、病気の蔓延、身体障害、教育の停止、子どもの兵士など、紛争により、さまざまな被害が子どもたちに降りかかっています。一人一人の小さな協力が紛争下で苦しむ子どもを救う大きな力となるよう、ユニセフでは、ハンド・イン・ハンドへの多くの人の参加を待っています。

#### ハンド・イン・ハンド中央大会

ハンド・イン・ハンド月間の中心イベントである中央大会が、12月23日に行われます。さまざまな催しを交えながら、各界の有名人や青少年団体の皆さんが街頭募金キャンペーンを行います。

日時：12月23日（木） 14：00～15：30

場所：恵比寿ガーデンプレイス（東京都・渋谷区）

ハンド・イン・ハンド募金及び中央大会について詳しく知りたい方は、(財)日本ユニセフ協会（03-3355-3222）までお問い合わせください。